

佐賀県告示第 526 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、平成 28 年度木材業者及び製材業者を次のとおり変更した。

平成 28 年 11 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木佐第12号	平成28年10月25日	変更前	佐賀市北川副町大字光法1606番地3	川副製材所	代表者 大本 雅通
		変更後	〃	株式会社大本	代表取締役 大本 雅通

製材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製佐第5号	平成28年10月25日	変更前	佐賀市北川副町大字光法1606番地3	川副製材所	代表者 大本 雅通
		変更後	〃	株式会社大本	代表取締役 大本 雅通